

平成28年3月23日  
関東信越厚生局

## 柔道整復施術療養費の受領委任の取扱いの中止相当について

柔道整復師の施術に係る療養費について、関東信越厚生局東京事務所及び東京都との共同による監査を実施した結果、下記のとおり柔道整復施術療養費（以下、「療養費」という。）の受領委任の取扱いを中止相当としましたのでお知らせします。

### 記

#### 1 受領委任の取扱いの中止相当となる柔道整復師

施術管理者氏名 岡村 英晃（おかむら ひであき）  
施 術 所 名 梅田名倉岡村接骨院  
施 術 所 所 在 地 東京都足立区梅田6-20-6  
開 設 者 岡村 英晃（おかむら ひであき）

※当該柔道整復師は、平成27年3月24日付けで受領委任の取扱いを辞退していることから中止相当としている。

#### 2 受領委任の取扱いの中止相当年月日

平成28年3月24日

（当該柔道整復師は、以後原則5年間は新たに療養費の受領委任の取扱いができない。  
なお、開設者についても、以後原則5年間は新たに療養費の受領委任の取扱いができない。）

#### 3 受領委任の取扱いの中止相当措置に至った経緯

被保険者の家族から当該接骨院の療養費の請求について疑義があるとの情報提供があり、患者調査を実施したところ、不正請求の事実が強く疑われた。このため、平成27年9月から平成28年1月まで計2回の監査を実施し、監査の結果として、「4 受領委任の取扱い中止相当措置に至った事由」に記載した不正請求の事実を確認した。

#### 4 受領委任の取扱い中止相当措置に至った事由

##### (1) 監査において判明した不正請求の主な事例

- ①実際に行った施術に行っていない施術を付け増して施術録に不実記載し、療養費を不正に請求していた。(付増請求)

##### (2) 監査時に判明した不正請求額

平成25年4月から平成26年11月施術分

合計2人分 金額102,044円